

第3回

憲法学習会

日時・会場

2月2日(土) 午後1時半～3時半
南大沢生涯学習センター・視聴覚室
(旧・公民館)
資料代 300円

内容

「憲法九条と私
—女性生物学研究者として—

講師：中村方子さん
(南大沢在住・中央大学名誉教授)



現在、私は77才。3才の頃同じ親から生まれてなぜ兄が男で私が女なのかを知りたいと希母に尋ねたがその返事に不納得、自分でそれを知りたいと理学部に進学した。

大日本国憲法では天皇については詳しくふれていても国民の権利にはふれず兵役と納税の義務だけがのべられていた。戦争で15才の5月に九死に一生を得た。1948年から両性の平等な扱いをする新制国立大学が発足、1回生として1953年理学部を卒業でもヒトの男と女については不明だった。1956年にやっと判明。両性はヒトとしての価値に差はないことがわかった。もし戦争で死んでいたら疑問はとけないままだった。

憲法九条と二十四条は私にとっては非常に重要な意味をもっている。今、靖国族議員はこれの改変をねらっている。生きている限り私はそれを許せない。

南大沢憲法 9 条の会

連絡先 Tel/Fax. 042-674-7950 片倉

電子メール minamioosawa9jou@mac.com